

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

#### 1 対象事業者

- (1) 法 人 名 阪本織布株式会社
- (2) 代 表 者 代表取締役 阪本 壯一
- (3) 所 在 地 羽曳野市駒ヶ谷 404

#### 2 事業所

- (1) 事 業 所 名 ぶどうの家 このみ
- (2) 所 在 地 羽曳野市東阪田 175 番 1 号
- (3) サービス種別 児童発達支援

#### 3 処分年月日

令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）

#### 4 処分の内容

指定の一部効力の停止

令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）から 6 か月間

#### 5 処分の理由

不正請求（同法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）

児童発達支援の管理者は、令和 5 年 4 月～令和 6 年 11 月分において、通所実績のない児童のサービス提供実績記録表を作成し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。

#### 6 不正請求額

約 985 万円（返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）